

独立行政法人国立公文書館役員報酬の支給基準の変更について

独立行政法人国立公文書館役員報酬規程（平成13年4月1日規程第3号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（俸給月額）</p> <p>第7条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>二 館長 1,069,000円</p> <p>二 理事 843,000円</p>	<p>（俸給月額）</p> <p>第7条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>館長 1,069,000円</p>
<p>（非常勤役員手当）</p> <p>第11条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>一 監事 <u>321,000円</u>（ただし、館長が指定する者にあっては、 <u>345,000円</u>とする。）</p> <p>二 理事 482,000円</p>	<p>（非常勤役員手当）</p> <p>第11条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>一 監事 <u>483,000円</u>（ただし、館長が指定する者にあっては、 <u>518,000円</u>とする。）</p> <p>二 理事 482,000円</p>
<p>2（略）</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>2（略）</p>